

■町内の幼稚園・保育所

▶幼稚園

園名	住所	電話番号	対象年齢	定員
六原幼稚園	六原赤石 72	43-2210	3 歳児～ 就学前	80 人
三ヶ尻幼稚園	三ヶ尻谷地中 36-1	42-4111		60 人
永岡幼稚園	永沢堀切後 32	44-2231		100 人
認定こども園 南方幼稚園	西根杉ノ崎 26	44-3119	教育	70 人
			保育	70 人

ゆうゆう保育園いわての利用について (トヨタ自動車東日本株式会社内保育所)
ゆうゆう保育園いわての利用を希望する場合や継続して利用する場合は、手続きが異なります。詳しくは下記にお問い合わせください。☎ トヨタ自動車東日本株式会社 ☎ 022-765-6194

▶保育所等

園名	住所	電話番号	対象年齢	定員
金ヶ崎保育園	西根下餅田 14-1	42-2808	生後 2 カ月～就学前	130 人
たんぼぼ保育園	西根辻岡 30	41-0288	生後 2 カ月～就学前	130 人
認定こども園 たいよう保育園	西根寺下 101	42-5005	教育	4 人
保育			生後 2 カ月～就学前	106 人

▶地域型保育事業所

園名	住所	電話番号	対象年齢	定員
かがやき保育園	西根南町 8	42-2555	生後 6 カ月～2 歳児	15 人
あおぞら保育園	西根南町 9-1	47-4842	生後 6 カ月～2 歳児	12 人

令和 3 年度の幼稚園・保育所等

園児を募集します

令和 3 年度に幼稚園、保育所等に入園・入所する園児を募集します。新たに入園・入所を希望する場合は、町内・町外の施設を問わず、下記受付期間内に申し込みください。

☎ 教育委員会事務局 (☎ 42-2111)

南方幼稚園、たいよう保育園の入園申し込み手続き

●教育（1号認定）での利用を希望する場合

幼稚園の入園申込方法「①新たに町立幼稚園を利用する場合（P6）」と同じ手続きで申し込みを行ってください。

●保育（2号認定）での利用を希望する場合

保育所の入園申込方法「②新たに保育所を利用する場合（P6）」と同じ手続きで申し込みを行ってください。

※すでに南方幼稚園、たいよう保育園に在園している人で、保育での利用を希望する場合は、教育委員会事務局にお問い合わせください。

金ヶ崎町立幼稚園再編計画について

再編計画の詳細は町ホームページをご覧ください。

平成 30 年 10 月に「金ヶ崎町立幼稚園再編計画」を策定しました。

■異年齢学級編製の基準 各園において、3 歳児と 4 歳児の合計が 8 人以下または 4 歳児と 5 歳児の合計が 16 人以下になった場合は、異年齢学級を編制します。

■幼稚園の統廃合の基準 出生数などの状況や異年齢学級の継続状況によって、町立幼稚園の統廃合を進めます。

現状では、永岡幼稚園と三ヶ尻幼稚園で異年齢学級が編制されており、永岡幼稚園においては、令和 3 年度末（2022 年 3 月）での統廃合について、保護者および地域との話し合いを進めています。

町立幼稚園での預かり保育について

幼稚園・保育所等をご検討の際は、参考にしてください

町立幼稚園では、すべての幼稚園において降園時間後の預り保育を実施しています。

■実施日時

▶幼稚園における教育日（祝日を除く月～金）：教育時間終了後～午後 6 時

▶春、夏、冬の長期休業期間（8 月 13 日～16 日、12 月 28 日～1 月 5 日、3 月 29 日～4 月 3 日を除く）：午前 8 時 30 分～午後 6 時

■預り保育料 日額 450 円 ※保育の必要性があると認定された場合の預り保育料は 0 円です。

幼稚園

①新たに町立幼稚園を利用する場合

■対象児 平成 27 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生まれの幼児

■申込書配布 11 月 2 日(月)～ 各幼稚園、教育委員会事務局で配布

■受付期間 11 月 9 日(月)～ 11 月 30 日(金)午前 9 時～午後 5 時 ※土、日、祝日は受け付けしていません。

■受付場所 各幼稚園

保育所

②新たに保育所等を利用する場合

■対象児 平成 27 年 4 月 2 日生まれ～満 2 カ月児までの乳幼児で 4 月または 5 月の入園希望であること

■申込書配布 11 月 2 日(月)～ 教育委員会事務局で配布

■受付期間 11 月 16 日(月)～ 11 月 30 日(金)午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※土、日、祝日は受け付けしていません。

■受付場所 教育委員会事務局

■利用条件 保護者が、次のいずれかの「保育の必要な事由」に該当する場合

①就労②妊娠、出産③疾病、負傷、障がい④同居または長期入院中の家族を看病・介護⑤求職活動や就学等

幼稚園・保育所

③現在、幼稚園・保育所を利用している場合

本年度に町内・町外を問わず幼稚園・保育所を利用している人は、現況届の提出が必要です。小学校入学などにより令和 3 年度は利用しない場合も必要です。

■申し込みの流れ

①希望する幼稚園から「教育・保育給付認定申請書」と申込書類を受け取ります

②幼稚園に申込書類と「教育・保育給付認定申請書」を提出します

③町から幼稚園を通じて「教育・保育給付認定証」が交付されます（2 月下旬予定）

④幼稚園から入園許可の通知があります（2 月下旬予定）

■申し込みの流れ

①教育委員会事務局から「教育・保育給付認定申請書」と「申込書」を受け取ります

②「教育・保育給付認定申請書」と「申込書」を教育委員会事務局に提出します

③町から「教育・保育給付認定証」が交付されます（2 月下旬予定）

④町で審査を行い、決定された保育施設を利用できます（2 月下旬予定）

※受付期間内に手続きした人を優先して、入園決定します。令和 3 年 6 月以降に入所を希望する人の入所決定は、随時審査のうえ、入所希望月の前月に通知します。

■幼稚園

①在園している幼稚園から「現況届」が配布されます

②幼稚園に「現況届」を提出します

③引き続き幼稚園を利用できます

■保育所

①在園している保育所から「申込書」および「現況届」が配布されます

②保育所に「申込書」および「現況届」を提出します

③町で審査後、利用の可否を通知します

※保育所を利用している場合は、就労証明書等もあわせて提出してください。「保育の必要な事由」が確認できない場合は、退所となります。